

不正行為に対する実務の流れ

旧制度

〔端緒〕

- ・ 技能実習生からの相談
- ・ 労働基準監督機関からの通報
- ・ 在留資格変更・在留期間更新の申請書類
- ・ JITCOの母国語相談 など

実態調査

受入れ停止

- 技能実習の適正な実施を妨げるものである場合
⇒ 不正行為終了日後、欠格期間(1~5年間)を経過し、かつ、改善措置が講じられるまでは、新規受入れ不可(現にいる技能実習生は転籍させるよう指導)。

件数等を公表

改善指導

- 技能実習の適正な実施を妨げるものではない場合
⇒ 再発防止に必要な改善措置を講じ、適正化されたと判断されるまで、新規受入れ不可。

注意喚起

- 不正の態様や程度がごく軽微な場合
⇒ 再発防止について注意喚起。

新制度

〔端緒〕

- ・ 定期的な実地検査
- ・ 技能実習生からの相談・申告
⇒ 検査権限を持つ機構に相談・申告窓口を設置
申告を理由とする不利益取扱いの禁止(罰則あり)
- ・ 労働基準監督機関, 地方入管局等からの通報 など

実地検査等

許可・認定の取消し(法16条1項, 37条1項)

- 重大な許可・認定基準違反, 法令違反等があれば, 取消し。

業務停止命令(法37条3項・監理団体のみ)

- 許可基準違反や法令違反に対し, 期間を定めて業務停止を命令(同時に改善命令も可。)

改善命令(法15条1項, 36条1項)

- 出入国・労働関係法令(技能実習法を含む。)違反があれば, 期限を定めて改善を命令。

※業務停止命令・改善命令に違反した場合の罰則あり

事業者名等を公表

機構／主務大臣

主務大臣

地方入国管理局

旧制度の不正行為等の新制度での取扱い

施行日前後にかかわらず、旧制度の不正行為（※）は、技能実習法上の欠格事由に該当し、新制度においても技能実習生の受入れは認められない。

- ※ 不正行為（技能実習の適正な実施を妨げるものとして受入れ停止を通知されたものに限る）を行った場合、受入れ停止期間を経過していないものが対象
- ※ 施行日以後に旧制度の適用を受ける技能実習生の受入れにおける不正行為については、地方入国管理局が引き続き調査を行う。

（参考）技能実習法上の欠格事由

1 技能実習計画の認定申請

「認定の申請の日前5年以内に入出国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為」をしたとき（法10条8号）

2 監理団体の許可申請

「許可の申請の日前5年以内に入出国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為」をしたとき（法26条4号）